

一般社団法人岩国薬剤師会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

3. 計画期間 令和7年8月1日～令和9年7月31日までの3年間

4. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児・介護休業法に基づく育児休業などの両立支援制度全般の全職員に対する周知を図る。

〈 対策 〉

- 令和7年8月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年8月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知